

第3章 基本構想の実現に向けて

第2章で掲げた基本構想の実現に向けては、以下の3つの事項を、今後、優先的に取り組んでいきます。

1 札幌市の動物愛護管理に関する条例の制定

(1) 条例制定の必要性について

近年、市民の動物愛護思想が高まる中、平成25年9月に終生飼育の徹底、動物取扱業者による適正な動物の取扱いの推進、罰則の強化などを盛り込んだ改正動物愛護管理法が施行され、各自治体においては、動物愛護の更なる推進が求められています。

札幌市では、現在、犬については、動物愛護管理法、狂犬病予防法、市畜犬条例及び北海道条例に基づき事業に取り組んでいますが、このうち市畜犬条例については犬の管理等を定めた規制条例であり、制定後40年以上を経過し、動物の健康と安全の保持や動物の飼育環境の質の向上に係る規定が不足しており、動物愛護が求められる現状にそぐわない内容となっています。

一方、猫については、動物愛護管理法及び北海道条例に基づき対象が主に人が飼育する猫となっています。また、飼い主のいない猫が、收容される猫の多くを占めており、住宅密集部において、この飼い主のいない猫により糞尿等の問題が発生しています。しかし、現状では飼い主のいない猫の扱いに関する規定がありません。

また、「第1章の3 札幌市の現状」において記載した多頭飼育についても、届出制度を導入し、行政が事前に把握し対応できる体制を構築する必要があります。

さらに、札幌市では、現在、飼い主から犬猫を引き取る場合の手数料が無料となっていますが、終生飼育の徹底という動物愛護管理法の考え方に反して犬猫の引取りを依頼する飼い主に対しては、受益者負担の観点から犬猫の引取り手数料の有料化も必要です。

これらを踏まえ、本基本構想で掲げる目標「人と動物が共生する社会の実現」を達成するために、市民、行政及び関係機関の役割を明確にし、3つの基本施策を盛り込んだ動物愛護管理に関する条例を制定いたします。

なお、条例の制定に当たっては、札幌市の実情に合わせ、市畜犬条例の内容を踏まえたものとし、条例の制定に伴い、市畜犬条例は廃止します。

(参考1)

動物の愛護管理に関する条例については、多くの政令指定都市において制定されています(20都市中13都市が制定。その他、京都市が制定を目指している)。

(参考2)

飼い主から犬猫を引き取る場合の手数料については、北海道及び札幌市以外の全政令指定都市において制定されています。

(2) 条例化を検討する事項

市畜犬条例及び北海道条例を基に、次にあげる内容を条例に盛り込むことを検討します。

- ・市民、行政、飼い主、関係団体等（※）の動物愛護管理に関する役割と責務
- ・動物の飼育環境の質の向上（※※）を含む動物、犬、猫の飼い主の遵守事項等
- ・飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項について※
- ・多頭飼育の届出について※
- ・札幌市動物愛護管理推進協議会（仮称）の設置について*
- ・各種手数料（犬猫の引取り手数料*、返還手数料、申請手数料など）について

なお、下線のうち「※」は北海道条例にはなく新たに条例に盛り込むもの

「*」は札幌市の条例等で現在規定がなく新たに条例に盛り込むもの

(3) 札幌市動物愛護管理推進協議会（仮称）の設置

条例に基づき、市民、行政及び関係機関が連携・協働し施策を推進する場及び札幌市の動物愛護管理に関する施策の推進について、第三者が評価・助言・提案できる場として札幌市動物愛護管理推進協議会（仮称）を設置します。

（参考）このような組織は、ほとんどの都道府県が設置し、他政令指定都市では20都市中9都市が設置しています。

2 札幌市動物愛護管理推進計画（仮称）の策定

(1) 推進計画策定の目的

この推進計画は、基本構想に即して、具体的な数値目標を明確にするとともに、当該目標を達成するために市民、行政及び関係機関が果たすべき役割及び実施する施策の設定等を定めることにより、計画的に施策を遂行することを目的とします。

(2) 推進計画の策定

市民、行政及び関係機関が連携・協働し施策を実行できるよう、推進計画を策定します。

また、毎年、推進計画の達成状況を点検し、施策へ反映させるものとします。

(3) 推進計画の内容

- ア 推進計画の基本的な考え方
- イ 目標達成度を示す指標と具体的な数値目標
- ウ 具体的な施策の設定

3 動物管理センターのあり方の検討

(1) 動物管理センターの機能の充実

動物愛護に関する各種事業の充実・強化を進めるに当たり、国の基本指針に記載されているとおり動物管理センターは関係団体等との連携における中心的役割を果たすことが必要とされています。

そこで、札幌市が抱える課題解決のために、動物管理センターは次のような役割を担うものとし、その機能を充実強化していきます。

- ア 市民の愛護意識を高めるとともに、動物とのふれあいなどを通じ、幼少期からの命の大切さを学び、体感できるような動物愛護教育の機能
- イ 保護収容動物のケアや学習の機会の提供等において、動物関係団体等と連携協働した活動を推進する機能
- ウ 市民ボランティア、札幌市動物愛護推進員などの動物愛護活動の機能
- エ 子どもから大人まで、多くの市民が集い、愛護動物について理解を深めることができる、機会の提供やペットにかかわる問題解決に向けた市民との交流を推進する機能
- オ 適正譲渡を推進していくための機能

(2) 動物管理センターの名称の変更

動物管理センターの名称については、動物愛護管理の役割を果たすのにふさわしい名称へ変更するとともに、今後、市民に親しみやすい愛称についても検討します。

◎ 基本構想の実現に向けたプロセス（図8）

札幌市における動物愛護管理行政を進めるに当たっては、札幌市保健所運営協議会（あり方検討委員会）からの提言を受け、本編の「札幌市動物愛護管理基本構想」を策定した後、これに基づき「動物愛護管理に関する条例」の制定、動物管理センターのあり方の検討及び「札幌市動物愛護管理推進計画（仮称）」の策定を行うものとします。

これら一連の作業を進めることにより、「人と動物が共生する社会の実現」を目指します。

図8 基本構想の実現に向けたプロセスの概念図

